

生活習慣病管理料算定の開始について

令和6年11月より当院では新たに「生活習慣病管理料」の算定を開始いたします。

生活習慣病は、日々の健康管理や医師による継続的な診察が重要です。

当院では、より質の高い診療と健康管理のため、国の指針に基づき、生活習慣病療養計画書を作成します。

「糖尿病」「高血圧症」「脂質異常症」のいずれかを主病として通院する患者様には、個々の生活習慣をもとに計画書を作成し、お渡しいたします。

初回のみご署名を頂き、定期的な検査や診察・健康指導を行い、生活習慣病の予防と管理をサポートいたします。

ご不明点や詳細については、受付または担当医師にご相談ください。

医療法人 杏林会 今井病院
院長 小坂 至